

令和5年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月6日）

○出席議員

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 尾 | 野 | 浩 | 士 |
| 2番 | 米 | 田 | 利 | 彦 |
| 3番 | 村 | 田 | | 茂 |
| 4番 | 板 | 東 | 絹 | 代 |
| 5番 | 立 | 井 | 武 | 雄 |
| 6番 | 佐 | 藤 | 道 | 昭 |
| 7番 | 森 | 谷 | | 靖 |
| 8番 | 藤 | 枝 | 善 | 則 |
| 9番 | 佐 | 藤 | 富 | 男 |
| 10番 | 春 | 藤 | 康 | 雄 |
| 11番 | 川 | 田 | | 修 |
| 12番 | 佐 | 藤 | 禎 | 宏 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
民生部長	鈴 谷 一 彦
教育次長兼社会教育課長	原 田 賢
産業建設部長	吉 崎 英 雄
総務課長	入 口 直 幸
税務課長	藤 田 弘 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
長寿社会課長	山 下 真 穂
住民課長	佐 藤 友 美
福祉課長	宮 本 早 苗
学校教育課長	河 野 歩 美
上下水道課長	石 森 典 彦
産業環境課長	谷 本 富美代
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	森 吉 梢

令和5年松茂町議会第1回定例会会議録

令和5年3月6日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

村 田 茂 議員

（1）自転車乗車用ヘルメットについて

板 東 絹 代 議員

（1）中学校の部活動の地域移行について

（2）小学校5・6年生の教科担任制について

森 谷 靖 議員

（1）釧路市との友好都市関係について

川 田 修 議員

（1）松茂町における無園児対策について

日程第2 議案第 1 号 松茂町個人情報保護法施行条例

日程第3 議案第 2 号 松茂町個人情報保護審査会条例

日程第4 議案第 3 号 松茂町水防団に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第 4 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第 5 号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第 6 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第 7 号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第 8 号 松茂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 9 号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条
例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第12号 松茂町町民農園の設置及び管理に関する条例
- 日程第14 議案第13号 松茂町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第15号 徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務
の委託の廃止について
- 日程第17 議案第16号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第17号 令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第18号 令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 令和4年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第20号 令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 令和5年度松茂町一般会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和5年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和5年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和5年度松茂町下水道特別会計予算

令和5年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月6日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから令和5年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。第1回定例会の再開に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この暖かさで、県下各地で早咲きの桜が満開になっているところがございます。このままこの暖かさでいきますと、松茂町内の桜も早く咲くような気がいたします。

本日は、議員の皆様全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、町からは、吉田町長はじめ各部長・課長のご出席をいただいております。ありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問の日でございます。4名の方から町政に対する一般質問の通告を受けております。質問される方は要点を分かりやすく、そして、答弁される方は詳細に答弁をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました3番村田議員をお願いいたします。

村田議員。

○3番【村田　茂君】　改めまして、おはようございます。議長の許可を得ましたので、

任期最後の一般質問をさせていただきます。

早いもので、松茂町議会議員として任期も残すところ2カ月足らずということになりました。この4年間、町政に関する様々な質問を行い、初心を忘れることなく、誠心誠意取り組んでまいったところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

3月1日の徳島新聞に、暮らしの欄ですが、「ヘルメットをつけ命を守ろう 4月から自転車の努力義務」という見出しで記事が載っていました。ご覧になった方もおいでだと思います。これは、道路交通法の改正により、2023年4月1日からは、自転車に乗るときは全員にヘルメットの着用が努力義務として課されたというものです。改正道路交通法の実施日を閣議決定でされたということで、新聞記事にも載っていました。

自転車乗車時のヘルメットは、2008年に実施された改正道路交通法で、13歳未満の児童や幼児が乗るときにかぶらせるよう保護者らへの努力義務が定められましたが、新たな改正道路法では、自転車を運転する人全員を対象を広げ、かぶるよう努めなければならないという規定にされたというものでございます。

この規定は努力義務のため、罰則はありませんが、着用する人が少ない中でどう普及を図っていくかが課題となってくるのではないかと案じておるところでございます。それで今回一般質問をさせていただきしました。

それでは、一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。

小・中学生等が自転車に乗る際のヘルメット着用についてお伺いします。

例外もありますが、自転車は車道を走ることとなっております。車道走行時の場合はもちろん、歩道走行が可能な場合でも、現在は車や人が多いため、危険性は我々の子ども時代とは比較できません。また、自転車乗車の際のヘルメット着用は、大人も含め努力義務となっております。これは、令和4年道路交通法一部改正によるものです。万が一自転車が事故に遭った場合、ヘルメットの有無で生死に直結する問題です。ヘルメット着用、小・中学生はもちろん、大人にも促す必要があると思います。

ヘルメット購入に当たり、補助金を出している自治体もあります。小・中学生や高齢者が対象ですが、多くの方が自転車でのヘルメット着用は慣れておりませんので、このような補助金は有効なものと考えられます。また、ヘルメット着用がどういう意味を持つかという交通安全教育も、実際着用することで感じ方が変わると思います。

そこで、大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の展開、ヘルメット

購入の補助、交通安全教育への活用の３点について、どのようにお考えかお伺いをいたします。ご答弁よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 村田議員にご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のように、令和４年道路交通法の一部改正により、来る令和５年４月１日から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務になるところでございます。これは、警察庁による交通死亡事故の分析により、自転車乗車時のヘルメット着用・非着用の別による致死率が、約３倍も異なるなど、ヘルメット着用の優位性が確認されるためでございます。

例えば、令和２年の警察庁統計では、自転車乗車時の事故で、ヘルメットを着用していた場合の致死率は０．２３％ですが、非着用の場合は０．６８％となり、約３倍のリスクとなります。また、ヘルメット非着用であった全国の自転車事故の死者４０４人のうち、頭部損傷を原因とするものは２２６人で、率にして５６％を占めるなど、自転車の乗車時に頭を守ることは重要であると結論づけられております。

そうしたことから、道路交通法が改正され、自転車乗車中のヘルメット着用が、来月から努力義務になるところです。

ただ、徳島県においては、平成２８年４月に徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例が施行されており、このときから自転車乗車時のヘルメット着用が求められております。

そこで議員から３点にわたるお尋ねがございました。

まず、第１点として、大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の展開についてですが、松茂町の交通安全教育・啓発は、本町と北島町が構成する板野東部地区交通安全教育推進協議会を中心に進めているところでございます。同会は交通安全教育指導員を雇用し、２町内で積極的に交通安全教室を開催しているところです。

令和４年度は松茂町内で８回の交通安全教室を開催し、保育所・幼稚園児から高齢者まで５９４人が受講いたしました。このうち半数にあたる４回が、自転車に特化した交通安全教室で、小学生１４６人、中学生１１３人が受講し、ヘルメット着用の有効性、自転車保険の必要性などについて学びました。

大人向けの教室は、自転車だけでなく、歩行者の交通安全、自動車の安全運転についても話題としており、４年度はマツシゲートを会場に１回だけの開催でございました。これは、コロナ禍の影響があり、大人、とりわけ高齢者を対象とした教室の開催が難しい状況

であるためで、コロナ禍前の平成30年度には、高齢者向け交通安全教室を年11回開催し、297名が受講いたしました。この当時は、平成28年の県条例を踏まえ、交通安全教育指導員が教室に自転車用ヘルメットを持参し、啓発に努めていたと承知しております。

これら過去の実績もございますことから、今後、アフターコロナとなり社会活動が平常に戻っていく中で大人を対象とした交通安全教室を多数開催し、その中で自転車の交通安全啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点として、ヘルメット購入の補助をお尋ねでございます。

現時点では、努力義務の施行であり、購入補助は考えておりません。交通安全教室等を積極的に展開する中で、事故発生時の有意性をしっかりと説明し、自発的に購入したい、着用したいというきっかけづくりが大切と思っています。また、併せて、髪型が崩れるとかやぼったいといった抵抗感を払拭する試みも必要であると考えております。

今、販売されている自転車用ヘルメットの中には、行政とメーカーが協力し、おしゃれ、格好いい製品もあると承知しております。今後、交通安全教室等でご紹介、ご説明するだけでなく、町の公共施設で展示を行う等、ヘルメット着用への抵抗感を少なくするPRも実施したいと考えております。

最後に、第3点として、交通安全教育への活用をお尋ねであります。

コロナ禍が続いております令和4年度でも、交通安全教育指導員による子どもたちへの交通安全教室は、3小学校と中学校などで7回、537人の参加を得て開催されております。このうちの4回が、さきに述べました自転車交通安全教室となっております。

今後は、アフターコロナの状況に応じ、交通安全教育指導員による自転車交通安全教室を子どもから大人、高齢者まで全年齢層を対象に多数開催するとともに、努力義務が法施行される新年度からは、交通安全教育推進協議会と松茂町危機管理課、また、必要に応じて徳島北交通安全協会松茂支部と連携を図り、町の広報誌、行政無線、ホームページ、町スマホアプリなど多様な広報媒体の活用、また、小学校・中学校教育への働きかけなど、自転車運転時のヘルメット着用を町民へ啓発してまいりたいと考えております。

加えて、自転車に関する交通安全については、マナーの悪い自転車が加害者となる事例も社会問題となっております。特に若い世代によるスマホを見ながらの片手運転や傘差し運転、歩道での右側通行や並進など、事故につながる悪質マナーが危惧されております。今後開催する自転車交通安全教室では、自転車による加害事故の防止、悪質運転マナーへの注意喚起についても啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、村田議員へのご答弁とさせていただきます。ご理解よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 村田議員。

○3番【村田 茂君】 ただいまは松下総務部長より詳細なご答弁をいただきまして、よく分かりました。答弁書の中にもあったんですが、平成28年に徳島県条例でこのことについては条例ができて、この努力義務ということについては、私は勉強不足で認識はしておりませんでした。大変勉強になりました。ありがとうございました。

今後は、町の実組に、数年先になってきたら補助ができるかどうか分かりませんが、期待をいたしまして、簡単ですが、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました4番板東議員にお願いいたします。

4番板東議員。

○4番【板東絹代君】 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問、2問させていただきます。

まず1問目、中学校の部活動の地域移行についてでございます。最近では報道によく取り上げられるようになってまいりました。

それでは、質問に入ります。

部活動の地域移行とは、2022年6月にスポーツ庁での有識者会議で提言されました公立中学校における休日の運動部の部活動を外部に移行する部活動改革の1つです。

国が部活動の地域移行を進める背景には、教員の働き方改革が求められているといった事情があります。2006年から2016年の10年間で、土、日の部活動指導の時間が倍増したというデータもあり、部活動の指導は教員の大きな負担となっていたようです。そこで、地域単位で部活動指導に当たることで、教員の負担軽減を図ろうというものです。

2022年12月に、スポーツ庁と文化庁は2023年度からの3年間で集中的に移行を進めるとした方針を改め、期間内の達成にこだわらないと明記した部活ガイドラインを公表しているようです。両庁は、顧問を務める公立校教員の多忙化や、少子化に伴い学校単位の部活維持が難しくなることを踏まえ、指導の担い手を民間スポーツクラブや文化団体などへ移すことを目指しています。

以下、3点お伺いします。

1点目。部活動の意義とは。2点目、民間委託への課題とは。3点目、指導者の確保の

課題等、本町はどのように進めていくのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 原田教育次長。

○教育次長兼社会教育課長【原田 賢君】 板東議員ご質問の中学校の部活動の地域移行について答弁申し上げます。

まず、全国的な部活動の現状を申しますと、全国的に進む少子化により、学校の部活動は、地域によっては学校の部活動を継続することが困難な状況になっております。また、部活動が教員の長時間労働の大きな要因となっていることから、働き方改革の観点においても、部活動改革の推進が急務となっております。

国は、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。徳島県はこれを受けて、県内の実情を踏まえ、関係機関との連携のもと公立中学校部活動の円滑な地域移行に向けた検討を行っており、松茂町も参加する形で徳島県の運動部活動及び文化部活動の地域移行推進協議会を立ち上げ、このほど部活動の地域移行に向けての手引き（案）を作成したところであります。

さて、ご質問の部活動の意義といたしましては、生徒のスポーツに親しむ機会を確保すること。自主的・主体的な参加による活動を通じて責任感・連帯感を涵養し、自主性の育成に寄与することです。また、参加生徒の状況把握や問題行動の抑制が図られること、学校への信頼感、一体感や愛校心の醸成でございます。

次のご質問の民間委託への課題ということですが、地域のスポーツ団体等、学校以外に委託して移行するといった場合の課題であると理解いたしますが、昨今の現状の課題といたしましては、「近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。」「競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められているなど、教師にとって大きな業務負担となっている。」「地域ではスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。」といったことがございます。

これら課題に対して、国は、地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等、これは総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学等でございます。あるいは、学校関係の組織・団体、これは地域学校協働本部や保護者会等でございますが、これを想定し、地域移行への支援策を打ち出してきております。

その支援策は、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実、そして地域スポーツ団体と中学校との連携のため、支援の在り方について先進事例を提供したり、助成金などの多様な財源の確保による支援体制を整えること、専門性や資質を有する指導者の量を確保するため部活動指導員の支援を活用すること、企業、クラブチームや大学からの指導者の派遣や地域の人材バンクの活用をすることなどがあげられます。また、教師等の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もあり、教師等の兼職兼業も認められているところでございます。

それから、学校体育施設を部活動の地域移行をしたスポーツ団体等が利用する場合に、施設管理を学校が行うと負担が増大する恐れがありますので、放課後や休日の学校施設の管理を指定管理者制度によりスポーツ団体等に委託することなども国は想定しております。

では、本町はというと、現状は、教職員、あるいは競技種目によって部活動指導員や外部コーチ等が指導しております。この部活動指導員の配置には、県の部活動指導員支援事業により補助をいただきながら支援体制を確保しております。中学校の第二グラウンドであった町民グラウンドを改修するなど、生徒の部活動環境を整えつつ、体育施設の指定管理者の協力も得ながら、松茂町ならではの部活動の在り方、地域移行の方法を研究し、進めてまいります。学校の部活動を地域スポーツの振興として位置づけ、専門的な指導者を確保しながら地域ぐるみで取り組んでまいります。

今後は、子どもたちが未来の夢を持てる魅力ある部活動となるような環境整備に努め、そして、大人になっても生涯スポーツへとつなげていけるような体制を整備してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

令和5年以降、段階的に実施の方向で進められるようですが、民間委託にも指導者の確保にも課題がありますね。再問はありません。

最後に、本町も部活動の地域移行に向けての手引き（案）を作成したところであるのですが、指導者の資格、報酬などを含めた課題や、指導者の暴言・暴力からも生徒を守れるように指揮していかないといけないという課題、それから保護者の送迎の課題、いろいろと難しい課題はありますが、本町ならではの部活動の在り方、地域移行の方法を研究していただいて、子どもたちが楽しく取り組めることを目指し、部活動の在り方を根本

的に考えていく改革にこれからは期待していきます。よろしくお願いいたします。

それでは2問目です。小学校5・6年の教科担任制について質問します。

教科担任制は2022年以前から少しずつ導入されていましたが、小学校高学年で本格的に導入がスタートしたのは2022年度からです。教員が得意分野を担当する教科担任制では、授業の質が高まることが期待され、教員1人が全ての授業を受け持つ学級担任制に比べて負担が減り、働き方改革につながるとされています。

文部科学省は、2022年度から小学5・6年の教科担任制に理科、算数、英語、体育の4教科を決めました。しかし、4教科のほかに、教員の専門性を生かした教科担任制を試みている学校もあります。

教科担任制を導入する目的は、先生の指導力と児童の学力の向上、先生の働き方改革、中1ギャップへの対策、多面的に児童への理解を深めるなどですが、教員の人数や生徒の人数などによって様々な方法が導入され始めているようです。

本町はどのように進めているのか、また、メリット、デメリットなどの現状について伺います。

○議長【佐藤慎宏君】 丹羽教育長。

○教育長【丹羽敦子君】 板東議員ご質問の小学校での教科担任制について答弁申し上げます。

小学校での教科担任制とは、これまで学級担任が全ての教科を指導していたことに対し、教科ごとに担当を決め、その担当が複数の学級でその教科を指導するといった、中学校以上の学校で行われている指導方法を取り入れるというもので、令和3年1月の中央教育審議会答申により、令和4年度を目途に小学校の高学年からの教科担任制を導入することが示されました。

こういった国の動向を踏まえ、徳島県では、教員の専門性を生かし学校規模に応じた教科担任制を推進し、令和5年度から学校の実態に合わせて実施することとしました。また現在も、国が優先的に教科担任制の対象とすべきとした教科の1つである英語や専門性を有する音楽などの専科教員による教科担任を導入し、専門的な指導による授業の質の向上と教員の負担軽減を図っており、松茂町でも今年度、英語、理科、音楽の専科教員による教科担任を実施しておりました。

教科担任制のメリットとしましては、議員ご認識の、国が導入の目的としてあげている「専門性のある教師の熟練した指導による授業の質の向上」「児童の理解度・定着度の向

上」「中学校への円滑な接続」「多面的な児童理解による児童の心の安定」「教師の授業数の軽減や授業準備の効率化による教育活動の充実と負担軽減」が、そのまま挙げられます。

デメリットや今後の課題としましては、学級担任制なら容易にできた時間割の調整が困難となること、小学校での教員が専門教科ごとの採用でないことから、教員の配置状況によっては専門性が必ずしも担保されないこと、児童の情報共有に要する時間を取る必要があること、教科担任をする教員の加配がない場合、授業交換のみとなり、教員の働き方改革にはつながらないことなどが考えられます。

松茂町では、今後も、国・県の動向を注視し、教科担任制を含む様々な制度を活用して、児童生徒の学力の向上や心の安定、授業の質の向上、教員の働き方改革等のため、より質の高い学校運営につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 4 番板東議員。

○4 番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

ただ、1 点気になることがありましたので、確認をさせていただきます。児童への指導で問題が発生した場合のことです。本町は、英語、理科、音楽の専科教員による教科担任を実施しているということで、問題が発生しても、児童の情報共有をしているので、複数の教員で対応が可能になったという認識でいいのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 丹羽教育長。

○教育長【丹羽敦子君】 板東議員の再問に答弁させていただきます。

板東議員がおっしゃるように、情報共有は教科担任制の課題の 1 つであります。ただ、その情報共有をうまく活かすことができれば、複数の教員が児童を多面的に見ることができ、児童の様々な良さを発見できるというメリットとなります。そして、こうした多面的な児童理解が、一人ひとりの自己肯定感を上げ、よりよい成長につながるとも言われております。

今後も情報共有の重要性を再認識し、制度の活用に努めてまいります。ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 4 番板東議員。

○4 番【板東絹代君】 ありがとうございます。しっかりとした体制が取られているので、保護者や児童から戸惑うことなく先生に相談できるということと受け止めました。

今後も、児童の学習状況や心身の状況の把握を十分していただき、保護者の不安を払拭するように努めていただきたいと思います。また、学校間の教育格差が生まれることのないように、小学校で独自の方法を用いた手法で導入していくことを期待して、注目していきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、通告のありました7番森谷議員にお願いいたします。

7番森谷議員。

○7番【森谷　靖君】　　改めて、おはようございます。それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

釧路市との友好都市関係についてお伺いしたいと思います。

友好都市の関係を結ぶことは、両市町がウィン・ウィンの関係であるべきと考えます。その中、町としてどのようなお考えがあるのか質問させていただきます。

例えば、阿波踊り、ウインタースポーツなど、交流を深めることができます。町長推奨のマツシゲートの利用も増えることが期待できます。松茂、釧路の子どもたちにホームステイの場所をつくり、文化、気候などの違いをいろいろと感じ、学んでほしいと思います。当たり前のことながら、特産品の売買、アンテナショップをつくることにより、お互いの売上げが伸びることが予想されます。株式会社大塚製薬工場さんの仲介でできたこの関係を大事にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長【佐藤禎宏君】　　松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】　　森谷議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員ご質問の北海道釧路市との友好都市関係についてでございますが、令和5年2月21日に釧路市役所において、吉田町長と蝦名釧路市長が友好都市協定の締結をいたしました。このことについては、既に地元徳島新聞や北海道新聞などにおいて報道されているところでございます。

締結した協定書の中身でございますが、「釧路市、松茂町両市町間における相互理解と友情・信頼及び発展を促進し、友好協力関係を強化させる。」としており、同時に、「経済、観光、文化、教育、スポーツ等、幅広い分野における交流と協力を推進し、市民及び町民の幸福と繁栄に積極的に努力するとともに、個性ある地域づくり、活力あるまちづくりに努めていく」、そうしたことを宣言したものでございます。

そこで、本協定の締結に至った経緯をご説明いたします。

発端は、夢フライト国際交流事業の見直しでございます。平成8年度から松茂中学校の生徒を海外に派遣し、訪問先との交流を続けてきましたが、コロナ禍により令和2年度及び3年度の交流事業は中止となりました。令和4年度当初、事業の再開を検討する中で、オーストラリアのケンプシーハイスクールに打診をしたところ、これまで受入れに積極的であった校長先生が既に退職をされており、新たな校長先生に対し派遣の受入れを要望いたしましたが、昨今の不安定な世界情勢などを考えると受入れは難しいとの返答がございました。

このことから、町では、今後の事業の方向性について、これまでのように安心・安全を確保しつつ中学生を海外へ派遣することは難しいと考え、松茂町夢フライト実行委員会へ諮ったところ、ご理解、ご了承いただきました。

そこで、町として、ウイズコロナ時代に合った事業として、国外から国内へと目を向けることといたしました。訪問先の選定については、気候や風土の異なる北海道を候補地としたもので、本町と同じ空港や株式会社大塚製薬工場が立地するなどのご縁から、釧路市との交流を進めるに至りました。

それから今回の協定締結に至るまでの間は、昨年8月に松茂中学校の3年生35名を釧路市に派遣するとともに、本町議員の皆様にも釧路市をご視察いただきました。また、9月には本町の職員が釧路市のイベントに参加し、11月には釧路市の職員が本町の交流拠点施設マツシゲートで開催されたまつしげカレーフェスタに参加するなど、今回の友好都市協定締結に向け、様々な交流を進めてまいりました。

今後の事業展開につきましては、夢フライト国際交流事業を友好都市交流事業として改め、継続して松茂中学校3年生を派遣し、釧路市の中学生との交流を進めてまいります。また、本年度と同様に両市町の職員などがそれぞれのイベントに参加し、その市・町でしか購入できない品物の販売や地元ならではの独自の販売ルートを検討、ご案内するなど、市民・町民に喜んでいただける物産交流を展開してまいります。さらには、本町をホームタウンとするサッカーJ2の徳島ヴォルティスと釧路市を本拠地とするアイスホッケーのプロチームひがし北海道クレインズとが参加するスポーツ交流も検討してまいります。

なお、議員ご提案のうち、子どもたちのホームステイや阿波踊り交流、ウインタースポーツ交流など、こうしたものについては実現のために一定の調整期間が必要となるため、今後の課題として検討してまいります。

今回の友好都市協定の締結に際し、株式会社大塚製薬工場をはじめ、多くの方々のご支援とご協力をいただきました。今後は、釧路市とさらなる交流を深め、町民の皆様にとって友好都市締結がよかったと感じていただけるよう検討、実施してまいりますので、議員の皆様にはさらなるご支援、ご協力をお願いし、私から森谷議員への答弁とさせていただきます。ご了解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 7 番森谷議員。

○7 番【森谷 靖君】 ご答弁ありがとうございます。

始まったばかりで、これからいろいろな企画とかが出てくると思います。町民の方、そして子どもたちが楽しみにできるような、そして、ためになるような企画を考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました 11 番川田議員にお願いいたします。

11 番川田議員。

○11 番【川田 修君】 それでは、議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

松茂町における無園児対策について質問をします。

令和 5 年度予算が国会で審議をされています。2 月末に衆議院で可決、成立しました異次元の少子化対策、子育て支援対策が目玉となっております。徳島県においても 2 月 3 日に予算案が発表されました。特に子育て関連では、ヤングケアラーへの支援をはじめ、手厚い施策が並んでおります。令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足することもあり、様々な施策が町に下りてきて、対応を迫られることになると思います。

そうした中、最近、無園児対策という話がよく出てまいります。保育園や幼稚園に通わない未就園児は地域社会とのつながりがないことから、縁がない無縁とかけて無園児と呼ばれています。そこで、松茂町における無園児対策について質問をします。

虐待事件の報道がよくありますが、その場合、無園児の児童が多いようです。厚生労働省は、2018 年度から、目黒女児虐待事件を受けて、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急調査を行っているそうですが、松茂町の実態はどのようになっているのでしょうか。

次に、自治体が無園児家庭を支援しないのは、高齢者の支援に重点を置いているからだ

という意見があります。吉田町長は所信表明で、第二の重点施策として、子育てと教育環境の充実をあげておられます。松茂町では、地域子育て支援センターなどで子育て中の親が孤立しないような手だてを行っているのでしょうか。

未就園児家庭は社会とのつながりが希薄になりやすいそうです。特に専業主婦家庭では、平日の子育て分担を母親1人で対応している割合が高く、精神的な負担や子育てでの悩み・不安を感じる割合も高いようです。本町で誰もが定期的に子どもを預けられるような場所をつくる、そういうお考えはないのでしょうか。

以上申し上げました3点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷民生部長。

○民生部長【鈴谷一彦君】 川田議員ご質問の無園児対策についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査でございますが、これは、住民票がある小学校修了前までの子どものうち、乳幼児健診等の未受診、未就園、不就学等であり、かつ、市町村や関係機関において所在が確認できていない子どもについて、その有無を調査するものであります。当該調査は、年々増加する児童虐待の対策の一環として、2018年度の緊急把握調査以降、毎年実施されております。

松茂町におきましては、当該調査の対象となるような所在が確認できていない子どもは現時点ではおりません。しかしながら、議員ご指摘のように、子どもの所在は確認できているものの、その子どもが保育所や幼稚園等に通っていない、いわゆる無園児のいる家庭においては、必要とする支援がなければ親子が孤立化し、児童虐待の発生リスクが高まる恐れがあります。

厚生労働省は、このような保育所や幼稚園等に通っていない0から5歳児のことを未就園児と呼んでおり、2019年度における厚生労働省の推計では、その数は全国で182万人に上ります。ただ、この中には認可外保育施設等を利用する子どもも含まれており、全く施設等に通っておらず家族以外との接触がない子どもの正確な数字は分かっておらず、松茂町におきましても同様でございます。

このような状況の中、本年4月にこども家庭庁が発足いたします。今後は、こども家庭庁において未就園児に係る対策が実施される予定であり、町としましては、国の方針に沿って、未就園児数の把握をはじめ、その家庭の支援方法等について検討していく必要があると認識しております。引き続き国の動向を注視し、その施策に沿った迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目ですが、地域子育て支援センターは、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業に位置づけられております。この事業は、核家族化の進行により、家庭での子育て機能が低下している状況において、その地域の中で、子育て中の親子の交流を促進し、子育て支援機能の充実を図ることを目的としております。

地域子育て支援センターは、保護者の就労状況に関係なく、就学前の子どもとその保護者が、日々の遊びの場・交流の場として利用でき、無園児の受け皿となっております。季節ごとの行事や遠足などセンター外での行事も実施しており、子育て中の親子が気軽に集い、楽しみながら交流を図ることができます。また、子育ての不安や悩みを相談できる場にもなっており、子育ての孤立化の解消につながっています。

この地域子育て支援センターを、より多くの方に知っていただき、利用していただくことは、無園児対策の観点からも重要なことであります。今後も引き続き、広報誌やホームページ、子育て支援サービスアプリ「母子モ」等を通じて、さらには、乳幼児健診や保健師による乳児訪問等の機会を利用して、地域子育て支援センターの周知に努めてまいります。

そのほか、子育てに係る相談ができる機関として、保健相談センター内の子育て世代包括支援センターや福祉課内の子ども家庭支援室についても、同様に周知に努めてまいります。

次に、3点目ですが、核家族化が進む中、必要なときに子どもを預けられる場所があるということは、子育て中の保護者にとっては大変心強いことであります。

松茂町では、町内の認可保育施設内で一時預かり事業を実施しています。一時預かり事業は、保育所等を利用していない保護者の疾病や入院、育児疲れからのリフレッシュ等のために、半日または1日単位で子どもを一時的に預けられるものです。

そのほかにも、板野郡内で広域実施するファミリーサポートセンター事業がございます。この事業は、子どもの預かりや送迎等、子育ての援助を受けたい依頼会員に対し、子育ての援助を行いたい提供会員が、有償ボランティアで援助を行うものであります。1時間単位で柔軟な利用ができ、会員数も増えてきております。現在、町内における依頼会員は183人、提供会員は94人であり、今年度の利用件数は多い月で56件でございました。

このように、松茂町におきましては、子育て支援に係る地域資源が存在し、誰もが子どもを預けることは可能な状況であります。ただ、そのニーズは、ますます増加することが予想されます。町としましては、先ほど2点目でご答弁いたしました地域子育て支援セン

ターが担う子育て支援拠点の役割を重要なものと認識し、今後は当該施設における一時預かり事業など業務の拡大も視野に入れ、研究してまいりたいと考えております。そして、全ての方々が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が受けられるよう努めてまいります。

以上、川田議員へのご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 11番川田議員。

○11番【川田 修君】 ご答弁ありがとうございました。答弁の中で地域子育て支援センターの役割の重要性というのはよく理解できたと思います。支援拠点として、これからいろんな施策が下りてくる中で、知恵を出しながら頑張っていきたいと思っています。

町長の所信の中にもありましたように、地域子育て支援センターあるいは保健相談センター、役場福祉課内の子ども家庭支援室、こういったそれぞれの複合的な機能を融合させて、知恵を出しながら、町民の子育て世代の支援ができるようお願いをいたしたいと思っています。

以上お願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事都合により小休いたします。

午前10時59分小休

午前11時08分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第2、議案第1号「松茂町個人情報保護法施行条例」から、日程第28、議案第27号「令和5年度松茂町下水道特別会計予算」までの議案27件を一括して議題といたします。

以上、議案27件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総合的な質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案２７件については、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、議案２７件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前１１時１０分小休

午前１１時１１分再開

○議長【佐藤禎宏君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第 １号 松茂町個人情報保護法施行条例

議案第 ２号 松茂町個人情報保護審査会条例

議案第 ３号 松茂町水防団に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ４号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 １６号 令和４年度松茂町一般会計補正予算（第８号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案５件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第 １２号 松茂町町民農園の設置及び管理に関する条例

議案第 １３号 松茂町給水条例の一部を改正する条例

議案第 １４号 町道路線の認定について

議案第 １５号 徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託の
廃止について

議案第 １６号 令和４年度松茂町一般会計補正予算（第８号）（所管分）

議案第 １９号 令和４年度松茂町水道特別会計補正予算（第３号）

議案第 20 号 令和 4 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 5 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

議案第 26 号 令和 5 年度松茂町水道特別会計予算

議案第 27 号 令和 5 年度松茂町下水道特別会計予算

以上が産業建設常任委員会に付託する議案 10 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第 5 号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

議案第 7 号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 松茂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 10 号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 16 号 令和 4 年度松茂町一般会計補正予算（第 8 号）（所管分）

議案第 17 号 令和 4 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和 4 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 22 号 令和 5 年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第 23 号 令和 5 年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第 24 号 令和 5 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上が教育民生常任委員会に付託する議案 13 件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

議案第 21 号 令和 5 年度松茂町一般会計予算

以上が予算決算特別委員会に付託する議案 1 件でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、

先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、議案２７件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会及び予算決算特別委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場３階、３０１委員会室でございます。

予算決算特別委員会、３月７日、火曜日、午前１０時から。

教育民生常任委員会、３月９日、木曜日、午前１０時から。

産業建設常任委員会、３月９日、木曜日、午後１時３０分から。

総務常任委員会、３月９日、木曜日、午後３時から。

予算決算特別委員会、３月１５日、水曜日、定例会終了後開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日３月７日から３月１４日までの８日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日３月７日から３月１４日までの８日間は、休会と決定いたしました。

次回は、３月１５日午前１０時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもご審議ありがとうございました。

午前１１時１９分散会